

高知市農業施策等に関する

意見回答書

令和5年4月21日

高 知 市

高知市農業委員会
会長 大野 哲 様

高知市長 岡崎 誠也

令和5年度における高知市農業施策等に関する意見書（回答）

令和4年10月27日付け意見書におきましては、担い手への農地利用の集積・集約化や耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進など、本市の農業発展に向けた貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

また、農業委員の皆様方におかれましては、農業者の良き相談役として、また農業現場の切実な課題について、行政に声を届けていただく地域農業者の代表として、日頃からご尽力いただいておりますことに重ねてお礼申し上げます。

ご承知のとおり、新型コロナウイルスの感染拡大が一定終息し、行動制限の緩和による経済活動の活発化など明るい兆しが見えている一方で、世界的な穀物や資源・エネルギー価格の高騰により、農業者の皆様におかれましては、肥料や燃油など生産資材の価格上昇による厳しい経営環境に直面していると認識しております。

こうした中、本市では、国に先駆けて肥料高騰に対する支援や、農業経営の安定化に向けた農業収入保険掛金への一部助成などの緊急的な支援を行いましたが、長引くコロナ禍や世界情勢が不安定な状況下において、食料の安全保障に対する重要性は益々高まっており、国が「みどりの食料システム戦略」に示すとおり、肥料・飼料の国産化などによる食料自給率の向上に向けた持続可能な生産体制の構築が喫緊の課題となっております。

今後は、新たに本市の農業振興の指針として策定しました「第14次高知市農業基本計画」に基づき、競争力のある産地づくりや環境と共生したみどりの農業の推進など、本市ならではの農業振興施策に取り組むとともに、本市における様々な農業問題の解決に向けて取組を進めてまいります。

農業委員の皆様方におかれましては、今後とも本市農業の振興のみならず、本市行政への一層のご協力・ご指導をよろしくお願い申し上げます。

以下、意見書の各事項につきまして回答いたします。

1 農地等の利用の最適化の推進に関する要望

【担い手への農地利用の集積・集約化に関する要望】

重点要望

(1) 人・農地プランにおける目標地図素案作成に向けた支援

本年5月に、地域の農地利用の将来像を描く人・農地プランを「地域計画」として法定化する農地関連法が可決、成立し、その地域計画にはおおむね10年後の姿として盛り込まれる「目標地図」の素案づくりを農業委員会が行うこととされている。このため、人・農地プランの実質化が行われた際のアンケート結果等の情報提供を始め、素案づくりに必要な協力や支援を行うこと。

(回答)

国におきましては農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が令和4年5月に公布され、この改正では各地域において令和7年3月末までに、地域農業のあり方等について協議の場を設け、その結果を踏まえ農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため「地域計画」を策定することとしています。

本市における「地域計画」につきましては、農地の基盤整備などの導入を予定している地区をモデル地区として先行的に策定に当たることとしており、策定の際には目標地図の素案作りを担う農業委員会の皆様とも役割分担等を整理し、連携して取り組む必要があると考えています。

今後、素案作り等に必要な情報等につきましても適宜提供してまいります。

1 農地等の利用の最適化の推進に関する要望

【担い手への農地利用の集積・集約化に関する要望】

重点要望

(2) 生産性向上のための基盤整備事業の推進

現在春野町仁ノ地区では、基盤整備事業の勉強会が始まっているが、担い手の確保を始めとする課題が出てきている。また、中山間地域では、基盤整備のできていない条件の悪い農地は、農業者の高齢化による非農地化が進むなど深刻な状況にある。生産性の向上を図るためには農地の基盤整備は重要であることから、事業の推進への支援を行うとともに、中山間地域を始めとする未整備の地域についても事業導入に向けて幅広く働きかけを行うこと。

(回答)

本市における農地の現状は、担い手農家等の使用する農業用機械は大型化が進んでいる一方で、狭小な区画が多く、耕作者も分散しており、作業効率が極めて低いことから、多くの地域で農地の集約化に向けた耕作条件の改善を目的とした農地の基盤整備の実施を求める声があがっています。

こうした状況を踏まえ、令和5年度から耕地課内に「農地基盤整備推進室」を新設し、地域のニーズや地形条件に応じた農地基盤整備事業の推進・導入に向けて、地域説明会の開催や意向調査などを行っていくこととしています。

事業導入希望がありましたら「農地基盤整備推進室」にご相談下さいますようお願いいたします。

1 農地等の利用の最適化の推進に関する要望

【担い手への農地利用の集積・集約化に関する要望】

要 望

(3) 多面的機能支払交付金制度を活用する活動組織への支援

「多面的機能支払交付金制度」の活用により、農地や水路、農道などの地域資源の保管理を行っているが、活動組織の高齢化が進行し、活動報告書等の煩雑な事務処理に苦慮している。高齢者でも対応可能となるように、事務の簡素化による負担の軽減を行うとともに、制度を活用する地域が広がるよう、制度の有利性について周知を行うこと。

(回答)

本市において、多面的機能支払交付金制度を活用している組織数は、令和4年現在8組織が存在しており、地域の農業者が中心となり、農地の維持や農道・水路の長寿命化などの活動が行われていますが、高齢化に伴う役員や担い手の不足により活動が低下しているうえ、事業制度上必要な作成資料も多く、活動組織の事務負担が大きいとお聞きしております。

事務の簡素化につきましては、国の制度でありますことから困難と考えられますが、一方で、事務負担の軽減については、活動組織から土地改良区や高知県土地改良事業団体連合会等への事務委託も可能であり、既に5組織が外部へ委託しています。

本市といたしましても耕地課を中心に、外部組織への事務委託が可能であることの周知を行うとともに、今後も組織活動が継続できるよう、きめ細やかな支援を行ってまいります。

また、活動組織が設立されていない地域につきましては、土木委員研修会などの場において制度の周知や説明を行うなど、事業の活用について推進してまいります。

1 農地等の利用の最適化の推進に関する要望

【耕作放棄地の発生防止・解消に関する要望】

重点要望

(4) 有害鳥獣対策のための被害防止柵設置への支援拡充

有害鳥獣被害は、農業収益の減少に直結し、農業者の営農意欲の低下を招くことから、農地及び農産物の植え付けから収穫までを守るために、高知市鳥獣被害防止柵設置支援事業について、必要な予算を確保するとともに、資材購入後・施工後の申請も含めて補助対象とするなど、被害の現状に即した隙間のない運用を行うこと。

(回答)

本市では、有害鳥獣被害防止の指針として、計画期間を3か年とする「高知市鳥獣被害防止計画」を平成21年度に策定し、現在は令和3年3月に策定した第5次計画に基づき、対象鳥獣の捕獲や被害防止柵の設置などの被害防止施策に積極的に取り組んでおります。

平成27年度に創設した、高知市鳥獣被害防止柵設置支援事業のこれまでの成果として、130余りの圃場への被害防止柵設置に対し支援を行っており、設置総延長は約50kmとなっております。

ご要望のございました当制度の運用につきましては、令和5年度から、申請可能期間の空白が生じないように4月から交付申請の受付を開始するとともに、被害の履歴がない圃場への予防的な柵の設置についても、周辺で鳥獣被害が発生していることが明らかである場合は支援の対象とするなど、制度内容の見直しを図ったところです。

一方で、事業の効果を十分に発揮するためには、事業の実施前に、侵入防止につながる適切な柵の資材が選定されているか、確実な設置方法であるかなど、十分な検討・確認を行うことが必要であり、引き続きこれまで通りの運用を行ってまいりたいと考えております。

1 農地等の利用の最適化の推進に関する要望

【耕作放棄地の発生防止・解消に関する要望】

重点要望

(5) 有害鳥獣の個体数増加に対する総合的な取組推進

イノシシは繁殖力が高いうえに、近年の温暖化など気候条件の変化により個体数が増加傾向にあり、捕獲や被害防止柵の設置だけでは対応しきれない状況が生じていることから、農地や市街地へ侵入しにくい環境づくりや将来的に個体数を減らす対策など、総合的な取組を推進すること。

(回答)

環境省の調査によれば、全国のイノシシの個体数は、平成26年度をピークに減少傾向となっておりますが、「個体数が増加傾向」にある印象を受けられるのは、高齢化や人口減少により、中山間地域や里山地域に人の手が入らなくなるなど、イノシシを含めた鳥獣の活動範囲が拡大し、鳥獣の生息域と人間の生活圏の境界が曖昧となった結果、イノシシを目にすることが多くなったことによるものと考えます。

本市においては、これまで「守る」「追い払う」「捕獲する」の3つの取組を基本として、地域ぐるみによる被害防止柵設置や狩猟者免許取得への支援を行うとともに、令和5年度は、特に被害の多いイノシシの捕獲報償金単価を森林環境譲与税を充てることにより7,000円から10,000円に引き上げるなど、鳥獣被害対策の予算額を令和4年度の1,860万円から3,140万5千円へと大幅に増額致しました。

また、JAの鳥獣対策専門員とも連携し、被害を受けた周辺環境の確認や、発生要因等の検証、農業者に対しての防除対策についての助言等を行うなど、粘り強く有害鳥獣対策に取り組んでいることに加えて、令和4年度からは高知市鳥獣被害対策実施隊として8名の民間実施隊員を新たに任命し、市街地へのイノシシ出没時等の緊急対応の充実を図るなど、さらなる対策の強化を行っているところです。

今後も、狩猟者の確保対策としての狩猟免許取得に対しての支援、農業者に対する侵入防止柵設置支援、狩猟者に対しての捕獲報償金やくくりわなの配布支援など、本市の農林業の振興を図るため、こうした取組を継続してまいります。

1 農地等の利用の最適化の推進に関する要望

【耕作放棄地の発生防止・解消に関する要望】

重点要望

(6) 耕作放棄地管理及び優良農地保全のための支援

農業者の高齢化，土地持ち非農家の増加などによる耕作者不在の農地は，雑草が繁茂し，有害鳥獣の棲み処となるなど，農業委員会による指導だけでは改善が困難な場合も見られ，中山間地域だけでなく平坦部でも周辺農地に悪影響を及ぼしていることから，農地所有者の管理意識の向上のための啓発・指導や，地域の農業者による草刈り等への支援など，優良農地を守るための取組を行うこと。

(回答)

農業者の高齢化や担い手不足等による耕作放棄地は中山間地域のみならず平坦部におきましても増加傾向にあり，有害鳥獣による周辺農地での被害も年々増加してきている状態です。

耕作放棄地の発生を未然に防ぐためには，早期発見と是正指導が極めて重要であり，地域の実情を把握されている農業委員や農地利用最適化推進委員の皆様による農地所有者の管理意識向上に関する啓発・指導が最も効果的であると考えています。

また，耕作放棄地の増加を防ぐには，関係機関との連携を密にするとともに，地域における農業の担い手の確保や，離農者の所有する農地の流動化の推進が必要となることから，本市といたしましては農業委員会をはじめとする関係機関と連携し，引き続き農地の流動化を進めるとともに，耕作放棄地の再生のお声があった場合には国の制度についても活用の検討を進めてまいります。

1 農地等の利用の最適化の推進に関する要望

【耕作放棄地の発生防止・解消に関する要望】

要 望

(7) 中山間地域等直接支払制度活用のための集落協定維持に対する支援

中山間地域の農業を維持するためには、中山間地域等直接支払制度の集落協定による活動が欠かせないものとなっている中で、協定参加者の高齢化や中心的役割を担う人材の不足などにより、農業者だけで事務手続きや広域化に向けた調整を行うことは困難であることから、引き続き、協定維持に向けた行政による支援を行うこと。

(回答)

本市の中山間地域は、傾斜地が多く、農地は狭小で分散しており、平坦地と比べて農業の生産条件が不利な面が多い状況です。

一方で、中山間地域での営農活動は、生産活動のみならず集落機能の維持にも重要な役割を果たしていると認識しており、本市におきましては、国の「中山間地域等直接支払制度」等を活用しながら、中山間地域の農業振興に取り組んでいるところです。

しかしながら、地域の実情において少子高齢化等により、取りまとめ役である代表者や事務手続きを担う人材が不足していることもあり、特定の構成員の方々に事務負担が集中していることも承知しております。

中山間地域等直接支払制度は、必要となる書類も多いことから、これまでも本市職員が総会等に積極的に参加し、制度の説明や書類の作成等において適宜必要な支援を行ってきました。

今後も集落協定維持に向けて総会等に積極的に参加し、ご意見等をお伺いしながら必要な支援や助言を行ってまいります。

1 農地等の利用の最適化の推進に関する要望

【新規参入の促進に関する要望】

重点要望

(8) 営農地域内で住居を確保するための情報提供体制の整備

営農する地域内に住居を確保することは、新規就農者と地域住民の双方から見て、農業経営の安定や地域コミュニティの若返りといったメリットがあるため、営農地域内で新規就農者が入居できる空き家等の住居について、高知市のホームページ等で情報提供ができる体制を整備すること。

(回答)

本市では、鏡・土佐山地区等の中山間地域において、空き家情報バンク制度を実施しており、土佐山地区で実施した空き家調査では、71件の空き家情報がありましたが、外観から住居として利用の可能性のあるものが39件、そのうち内観し、居住可能性のあるものが19件ありました。可能性のある19件のうち所有者の意向確認ができたものが9件あり、その内の1件がバンクへの登録となりました。

貸し出し不可となった主な理由としては、空き家となっているものの、週末などに利用することがあるというものでした。また、所有者（相続者）が不明となっているものも増えている状況です。

新規就農者が営農地域に居住することは、ご意見のとおり農業経営の安定や地域コミュニティの若返りにも資することであり、地域に精通している農業委員や農地利用最適化推進委員のご協力もいただきながら、空き家等の情報提供の体制整備について検討してまいります。

1 農地等の利用の最適化の推進に関する要望

【新規参入の促進に関する要望】

要 望

(9) 地域の担い手や後継者となる就農者の確保支援

地域農業を守るためには後継者の確保と育成が重要であることから、就農希望者について広く情報収集を行うとともに、離農予定者等が所有する農地をマッチングできる仕組みの構築を図ることにより、地域の担い手や後継者となる就農者の確保に努めること。

(回答)

平成26年度から令和5年2月末現在までに青年等就農計画を作成した新規就農者数は47名で、うち令和4年度は3名が新たに認定新規就農者となっています。

本市では、農業後継者の確保、育成を図るため、県やJAなど関係機関と連携し、高知県立農業担い手育成センターにおける基礎研修や先進農家等における実践研修を実施しております。

支援策としましては、研修等に要する経費として国、県の事業を活用し、研修生及び研修生を受け入れる農家に対して補助金の交付を行っているほか、研修終了後の円滑な就農及び就農後の経営の安定のため、農地の斡旋、各種補助制度の活用、栽培技術について、県、市、農業委員会、JA等で構成する「高知市担い手育成総合支援協議会」のメンバーに加え指導農業士等の農業者にも参画していただき、支援チームを組織し、個々の実情に応じたサポートを行っています。

一方で、離農予定者については把握が困難であることや、農地をマッチングする仕組みがないため、後継者が不明な農地の所有者に対して農地の貸し出しの意向確認ができていない状況です。

今後は、新規就農者が地域に定着し、農業の担い手となるように、「高知市担い手育成総合支援協議会」など関係機関と連携して支援を行うとともに、農業委員会が行う農地の利用意向調査等の情報も活用し、農業委員会や関係機関との連携による農地のマッチングを進めてまいります。

2 高知市の農業発展に関する要望

重点要望

(1) 市街化区域内農地保全のための生産緑地制度の拡充

生産緑地の指定については，制度の活用が伸び悩んでいる状況である。生産緑地の指定を受けた場合には，30年間は耕作し続ける必要があるため，途中で耕作をやめた場合の取扱いなど，制度内容が十分に理解されておらず，二の足を踏む者もいると思われる。市街化区域内農地の保全のため，看板の設置や生産緑地指定を受ける生産者の協議会設置により，制度の周知に取り組むとともに，生産緑地内で農業経営基盤強化促進法第18条のような貸借ができるよう，制度の拡充に取り組むこと。

(回答)

令和元年度から導入しました生産緑地制度につきましては，これまでの4年間で約9.3haの農地が指定されていますが，ご指摘のとおり指定面積が年々減少している状況であり，令和4年度の指定は約1.1haにとどまっています。

令和4年度は，移動農業委員会等が一部開催されたことから制度周知が図れたものの，依然として周知機会が不足している状況であったため，SDGsのイベント内にて制度説明や現地写真等のパネルを展示し，周知を図りました。

本市の財政状況により看板設置の予算確保は困難な状況ではありますが，生産緑地の指定の明示については，安価で維持管理費も極力不要となるような方策を引き続き検討していくとともに，関係部署が連携し，制度周知等に取り組んでまいります。

ご要望の生産緑地指定農地における農業経営基盤強化促進法による貸借につきましては，当該法に基づき制度の対象が農業振興地域内の農地に限られています。

一方で，生産緑地の指定を受けた農地の貸借につきましては，都市農地の貸借の円滑化を図るため，平成30年9月に施行されました「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」の施行により，借り手が耕作の事業に関する計画を作成の上，市町村の認定を受けることにより貸借が可能となっており，当制度の活用を促してまいりたいと考えています。

2 高知市の農業発展に関する要望

重点要望

(2) 燃油及び生産資材の価格高騰に対する支援拡充

原油価格高騰に伴う燃油や生産資材の大幅な値上がりは、新型コロナウイルス感染症拡大などにより、農産物の販売量・価格が低迷する中で農業経営を圧迫している。このような状況は長期化が予想されることから、燃油及び肥料価格高騰に対する緊急対策事業について、来年度以降も継続して実施すること。

(回答)

世界人口の増加やロシアのウクライナ侵攻などを起因とする化成肥料や燃油など、農業生産資材の価格高騰に対する農業者の皆様への支援につきましては、令和4年度に国の新型コロナ対策臨時交付金を活用し、農業用肥料及び畜産飼料の購入費や園芸農業セーフティネット構築事業に係る補填金の一部について支援を実施いたしました。

今後につきましても、引き続き国や県の動向を注視しながら、財源の確保も含めて支援の継続について検討いたします。

2 高知市の農業発展に関する要望

重点要望

(3) 農産物の適正な価格形成と生産基盤の強化に繋がる取組推進

生産資材等の高騰による生産コストの上昇分を、農産物の販売価格には簡単に転嫁できず、農業者にとって厳しい状況が続いていることから、農業を取り巻く環境や生産現場の厳しさを消費者に広く知ってもらうとともに、生産コストを販売価格に適正に転嫁できるよう、生産基盤の強化に繋がる取組を推進すること。

(回答)

農作物の販売は、JA等を通じた共同選別による県内外の卸売市場への出荷や、直販所、曜市への出店、良心市など、多岐に渡っています。

販売価格につきましては、曜市や直販所での価格は生産者の意向を反映することができる一方、消費者の需要の動向や他産地の価格、生産量が大きく影響いたします。

現在、農林水産省では、食料・農業・農村基本法の検証部会において、食料分野の施策の見直しを検討しており、農産物の適正な価格形成に向け、農業者が適切にコスト管理することや、消費者の理解促進が必要であるとの提起がなされています。農業を取り巻く環境は、高齢化等による農業従事者不足に加え、今般の肥料・飼料・生産資材の価格高騰まで非常に厳しい状況であり、本市といたしましても、消費拡大の取組やコスト削減や資源の循環利用など、生産基盤の強化につながる施策を検討してまいります。

2 高知市の農業発展に関する要望

重点要望

(4) 農業施策等に関する情報等の周知の徹底

昨年、農業用ハウス等の農業用資産に対する償却資産課税の申告開始に対して、農業者を始め農業委員会、農業関係機関への説明不足及び周知期間が短かったことから、混乱が生じる事態となった。今後は、農業関連の法改正や国・県・市の農業関連補助事業の新設・変更等がある場合は迅速に対応し、詳細な内容について説明会を開催するなど、農業者に不利益や混乱が生じることのないよう、情報等の周知の徹底を図ること。

(回答)

本市では令和2年度より、新型コロナ関連対策等における緊急支援策を関係機関の協力のもと実施いたしました。

事業等の実施の際には本市の広報誌はもとより、JAや農業委員会の広報誌等にも掲載を頂いたほか、説明会を開催するなど、できる限りの周知を図ってまいりました。

今後も、農業関連の法改正や、国・県・市の補助事業等の周知につきましては、関係機関のご協力もいただき、対応してまいります。

2 高知市の農業発展に関する要望

重点要望

(5) 農業における新たな労働力の確保

農繁期等において、労働力不足が要因となって、農作物の一部を収穫できない状況や、作付規模の減少がおきている中で、全国の自治体の一部では、公務員の副業として農業が認められ、農家の人手不足解消に繋がっている事例もあることから、本市でも導入について検討を進めること。

(回答)

市職員の副業（兼業）は、公務の能率の確保、職務の公正の確保、職員の品位の保持等のため原則禁止となっておりますが、地方公務員法第38条の規定により、任命権者の許可を受けたものに限り、従事することが可能となっております。

許可に当たっては、①公務の遂行に支障が生じないこと、②職務の公正を確保できること、③職員の品位を損ねるおそれがないことなどの基準により判断しているところです。

人口減少に伴う人材の希少化等を背景に、地方公務員も地域社会において、公務以外でも活動することが期待されるようになってはいますが、副業（兼業）の許可基準に係る具体的事例等が明確に示されていないため、地域社会における活動が抑制されている可能性が考えられます。

市職員の地域社会における公務以外の活動を促進するためには、副業（兼業）の許可基準に係る具体的な事例等の明確化が必要であると考えますが、明確化に当たっては、農業のみならず他の産業への従事や地域活動等に係る貢献等についても視野に入れながら検討する必要があります。現在、県内自治体に許可基準の策定状況や実際に許可した事例等を調査中です。

当該調査結果を分析した上で、先行事例である長野県、山形県等を参考に研究してまいります。

2 高知市の農業発展に関する要望

要 望

(6) 女性農業者の育成と活躍できる環境づくり

家族経営が中心である本市の農業において、女性が農業経営を始め地域活動や学校行事に積極的に参画できる機会を確保するために、特に女性農業者が輝くことができる、地場産品を用いた加工品づくりや、女性の感性を活かし、地産外商につながる6次産業化への取組支援を行うこと。

(回答)

基幹的農業従事者の約4割を占める女性は、地域農業の重要な担い手であり、農業振興や地域の活性化には、生活者の視点を持つ女性農業者が十分に力を発揮できる環境を整備することが重要です。

本市ではJA女性部や地域の活動グループを中心に各地域で梅の加工品やトマトのピューレ、果実のジャムや味噌など、古くから加工品づくりが行われています。

加工品づくりや販売に対しましては、これまでも、イタドリ貯蔵用冷蔵庫や味噌用の予冷庫の整備に関する支援、豊穰祭やイオンモールでの即売会への出店や首都圏での販売促進活動支援のほか、昨年度はJA高知市女性部鏡支部の活動拠点である農産加工施設の拡張に対する支援などを行いました。

また、6次産業化への取組支援につきましては、平成30年度より、れんけいこうち広域都市圏事業による農商工連携6次産業化マッチングセミナーを開催するとともに、県の6次産業化サポートセンターが実施する各種研修会等への参加について呼びかけを行っています。

今後も引き続き、JAなど関係機関と連携し、6次産業化に取り組む女性農業者や活動グループの掘り起こしや支援を行ってまいります。

2 高知市の農業発展に関する要望

要 望

(7) 土木委員制度の見直しと安全対策

都市部の農業用水路では、水質悪化による藍藻類^{らんそう}の繁茂が進む一方で、農業者の減少や高齢化等により、土木委員が中心となって行っている田役作業が実施困難な地区が多くなっていることに加えて、作業中の事故も増加していることから、土木委員制度の見直しと安全対策について取り組むこと。

(回答)

田役作業については、高齢化による農業従事者の減少に伴い、継続が困難となっている地区があることや、一般の方が作業に従事されることもあり安全面の配慮が必要となっていることなど、厳しい状況の中で作業を取りまとめる土木委員の皆さまの負担が大きくなっていると承知しております。

そうした状況の中、今後、高齢化による作業者の減少などにより田役作業の継続が困難となった場合や、大雨等で大量の土砂が水路に流れ込むなど、通常の田役作業の範囲を超えた場合は、当該土木委員さんや関係者の皆さまと、ご相談させていただきながら、業者への発注を視野に検討してまいります。

また、田役作業の安全対策といたしましては、土木委員研修会において、外部より講師をお招きし、田役作業に使用する刈払い機等の取扱い研修を開催し、安全な作業に取り組めるよう対策してまいります。

2 高知市の農業発展に関する要望

要 望

(8) 学校給食における高知市産農産物の使用拡大

- ① 学校給食における高知市産米の使用割合は現在約 40%に達しているが、全量市産米を使用している他市の取組等を調査・研究し、更なる使用割合の拡大に繋がる調達体制を検討すること。
- ② 給食費や調達体制等の課題解決に取り組みながら、学校給食において高知市産の農産物を積極的に使用し、安全で新鮮な食を通して食育や地産地消を推進することで、児童生徒に対して本市の農業・農産物の魅力が伝わるよう取り組むこと。

(回答)

学校給食で使用する米については、「第3次高知市食育推進計画」に基づく地産地消の視点から「高知県産米」を指定して使用しており、平成30年度からは段階的に市産米指定の使用期間を拡大してまいりました。また、四国内の県庁所在市及び県内の他市における市産米の使用状況及び調達体制について聞き取りを実施し、本市では適正な調達価格を維持するため入札を活用することとしております。

学校給食に使用する農産物については、公益財団法人高知市学校給食会に調達を委託しており、市学校給食会の指定事業者が、市産、県産、国産の順に優先順位をつけ調達しております。

高知市では、一日に約 22,000 食の学校給食を実施しており、この給食を実施するために必要な農産物を、市産だけで賄うことは難しい状況にあります。

また、学校給食に使用する食材は学校給食法により保護者が負担することとなっており、適正な調達価格の維持が必要です。

学校給食は、児童生徒に対し食に関する指導を実施するための生きた教材であり、食事という実体験を通して、自分の住んでいる市や県で、どの時期にどんなものが出回るのか、どんな加工物があるのかといった地域の産業等への理解を深め、食と農業の役割や重要性を伝えていくことは大切であると考えております。

今後も地場産物を学校給食に使用していくことができるよう、現在の調達体制である入札を活用し適正な調達価格を維持しながら、本市の農産物の収穫時期を考慮した献立作成に努めてまいります。

2 高知市の農業発展に関する要望

要 望

(9) 正確な農地情報把握のために必要な地籍調査の実施

南海トラフ地震や土砂崩れ等発生時における迅速な災害復旧はもとより、担い手への農地集積を進めるためにも、農地を含む土地の正確な位置・境界を把握することは重要であることから、地籍調査の迅速な推進と取り組むための予算確保に努めること。

(回答)

地籍調査事業は令和2年度を初年度とする「第7次国土調査事業十箇年計画」に基づき、南海トラフ地震による被災からの復旧復興を図るため農地を含む長期浸水予想区域を優先して事業を進めており、ご要望の内容にもあるように地籍調査が完了しますと災害からの早期復旧に寄与するとともに、財産の保護や土地利用の促進につながることから、現在、計画区域を調整し、優先地域実施拡大に努めています。

一方法務局でも地図作成事業を実施しており、主に住宅密集地の地図混乱地区を含む地域を進めています。十箇年計画策定期間や変更調整時には双方で協議を行い、地籍調査の進捗にもつながるため高知市で優先的に計画を進めている地域での実施要望も行っています。

また、予算面では国県3/4の補助金を主な財源として事業を実施しており、十箇年計画を基に予算配分されていますが、社会状況や地籍調査事業が全国の自治体で実施されていることもあり本市の事業計画に対し、国県の補助金の交付決定額が充分でない場合があるのが実情となっています。

今後も事業拡大を視野に最新の効率的手法や他の補助金等の情報を研鑽し、各関係機関に予算要望を行い、早期完了に向けて鋭意努めてまいります。

2 高知市の農業発展に関する要望

要 望

(10) 南海トラフ地震による農業用燃油流出防止対策への支援拡充と研究

- ① 現在，推奨している燃油流失防止機能付き燃油タンク及び防油堤の整備については，生産コストが高騰している現時点では農業者への負担が大きいため，更なる支援拡充に取り組むこと。
- ② 本市の津波想定区域全域にある燃油タンクの現状把握を行ったうえで，放置状態となっているタンクの燃油除去のための対策を検討するとともに，より安価で導入しやすい転倒防止対策を研究し，災害発生時における用水路への燃油流入防止に努めること。

(回答)

- ① 本市では，燃料の供給を遮断する装置を備えた流出防止装置付き農業用燃料タンク及び防油堤整備に対して，県事業を活用し助成を行っています。
(補助率 5/6：上限 140 万円)

高知市内の農業用燃料タンクは平成 27 年調査で 1,673 基あり，令和 4 年度末までに，約 155 基が流出防止装置付きタンクに切り替わっています。

一方で，物価上昇等の影響等により，流出防止機能付き燃料タンクと防油堤の 1 基あたりの整備に際しては多額の農家の自己負担が発生することに加えてハウスの減築が必要なケースもあることなど，農業者のコスト削減に直結しない対策であることから，事業の実施目標である年間 30 基の整備目標に届いていない要因にもなっていますが，今後も引き続き事業を進めてまいりたいと考えています。

- ② 本市では，令和 4 年度に施設園芸が盛んである沿岸部の三里地区を重点地区として，放置タンクを含めた農業用タンク 215 基の状況調査を行い，令和 5 年度には津波による二次災害のリスクについての研修会やタンク整備についてのアンケート等を行い，対策の必要性について県や J A などの関係機関と共に啓発を進めることとしています。

また，南海トラフ地震における震度 5 強以上の揺れや，土地の液状化を想定した場合，防油堤の設置と流出防止機能付き燃料タンクへの転換が最も効果的であると考えており引き続き現対策を普及，推進してまいります。

2 高知市の農業発展に関する要望

要 望

(11) 春野町仁ノ地区の農地排水対策の推進

今年7月に発生した線状降水帯を伴う豪雨により、春野町仁ノ地区ではハウス内への浸水被害が発生した。作付けの時期であれば、さらに甚大な被害となった状況が想定されることから、仁ノ地区の農地排水対策について、早期の完了に向けて推進すること。

(回答)

仁ノ地区の農地排水対策については、近年の土地利用の変化に伴い、浸水被害が頻発していることから、地区の排水計画の見直しをおこない、排水能力を向上するため、既存施設である仁ノ排水機場に隣接して仁ノ第二排水機場を整備し、令和2年2月に完成し稼働しております。

排水路についても令和元年度より継続して工事を進めておりますが、令和4年7月の豪雨時には、排水能力以上の降雨により農地が浸水する被害が発生しております。

このような湛水被害の軽減に向け、現在施工中であります排水路工事の単年度における複数個所の施工も進めながら、早期の事業完了に努めてまいります。

2 高知市の農業発展に関する要望

要 望

(12) 農業振興地域整備計画の全体見直し実施に係る周知徹底

本市を取り巻く情勢の変化に対応するため、高知市農業振興地域整備計画の全体見直しが行われることとなったが、それに伴い、本年11月末締切分をもって新たな農用地区域からの除外や編入の申請受付が、令和6年度まで一時停止となることについて、混乱が生じることがないように、農地所有者や関係者に対する周知を徹底すること。

(回答)

本市では、令和4年度から5年度にかけて、昭和46年度に策定した農業振興地域整備計画の抜本的な全体見直しを行っています。

令和5年度につきましては、農業者や市民の皆様からの除外申請の受付を停止することとしておりますが、令和3年度末から、事前に農業委員会や、JAをはじめとする農業団体、行政書士会等に対しても周知を行うとともに、市の広報誌あかるいまちや農林水産課ホームページ等に掲載することで、広く市民に対する告知を行っています。

今後も農業者や関係者の皆様には、必要に応じ情報等の提供や周知を行ってまいります。

2 高知市の農業発展に関する要望

要 望

(13) 農業委員会活動に対する予算措置

農地等の現地確認を始めとする農業委員会活動を、より効率的かつ安全に行うために、中山間地域等の急峻な未舗装路にも対応できる四輪駆動車を配備するなど、農地等の利用の最適化推進に必要な予算措置を講じること。

(回答)

本市では、厳しい財政状況から「高知市財政健全化プラン」に基づき、令和4年度までに見込まれる収支不足の解消に向け、自主財源を中心とした歳入の確保とともに、事務事業の見直しや投資事業の平準化・先送りなどの歳出の削減に取り組んでいるところです。

令和5年度当初予算では、市税全体で3億円の増収となったものの、一般財源の総額がほぼ据え置きとなる中、電気代や情報システム関係経費の増加などに対応するため、財政調整に使える基金を残高がほぼ枯渇するまで取り崩し、何とか収支の均衡を図ることができました。

このように依然として厳しい財政状況が続いていますので、全てのご要望にお応えすることはできませんでしたが、農業委員会費予算においては、昨年度と同程度の約1億4千万円の予算を計上しましたので、ご理解をお願い申し上げます。

3 国・県への要望

要	望
---	---

(1) 農業者年金における保険料補助の拡大

<p>農業を取り巻く現状は、高齢化や後継者不足が大きな課題となっており、後継者不足の解消には、将来に不安なく農業に従事できる環境づくりが不可欠であると考えることから、後継者の配偶者についても保険料国庫補助の対象とするなど、制度の更なる拡充を図ること。</p>

(回答)

農業者年金制度につきましては、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上からも重要な制度であります。この保険料は家族経営協定の締結など、一定の要件を満たす場合は経営主の配偶者や後継者も補助の対象とされておりますが、後継者の配偶者までは補助対象とは拡大されておらず、今後も国等との協議の場などにおいて働きかけを行ってまいります。

3 国・県への要望

要 望

(2) 中山間地域等直接支払交付金の交付要件緩和

中山間地域では，高齢化や担い手不足，耕作放棄地の増加など多くの課題を抱えており，中山間地域等直接支払制度の集落協定によって，地域農業の維持に取り組んでいることから，中心的役割を担うことができる農業者が所得超過を理由に協定不参加となることがないように，個人配分金交付要件の所得制限を見直すこと。

(回答)

交付金の対象者は，交付金実施要領第6の1で規定されており，農業所得等が同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る者は交付対象者から除くことになっております。本市におきましても現状，複数の協定において所得超過者が発生している状況です。

地域の中心的役割を担っている農業者は，生産規模が大きい農業者の方が比較的多く見受けられることから，所得超過を理由に個人配分を受けられないとなると，協定からの脱退へとつながる恐れがあると考えております。

特に協定代表などの役員が協定を脱退した場合等は，協定の運営体制が弱い弱体化し，現に協定の廃止につながったとお聞きしているケースもあることから，県や国に対して廃止となった事例を含め地域の実情について情報提供を行ってまいります。

3 国・県への要望

要 望

(3) 生産者の所得補償に繋がる制度の創設

全国的な燃油，肥料，ハウス資材を始め生産資材等の急激な高騰に反して，生産コストの上昇分を転嫁できないまま，国産農産物の販売価格は依然低迷し農業経営を圧迫している中で，資材費等高騰に対する個人的努力には限界があるため，再生産可能な価格形成など生産者の所得補償に繋がる制度の創設を行うこと。

(回答)

生産資材の高騰や農産物価格の低迷は，農家の生産意欲の喪失や資金不足などにより再生産が難しくなります。これまでは昭和 41 年に制定された野菜生産出荷安定法に基づく「野菜価格安定制度」により対処されてきましたが，平成 31 年 1 月に野菜を含め品目の枠にとらわれずに，価格低下だけでなく自然災害等も含め，農業者の収入の減少を補てんする「収入保険」が新たに導入されました。

この収入保険は，野菜価格安定制度と異なり，個々の品目や対象地域などの枠にとらわれずに，農業経営者ごとの収入全体を見て，農業者の経営努力では避けられない収入減少を幅広く補てんする保険制度として創設され，令和 5 年度以降には，気象災害の激甚化や頻発化への対応や加入要件の緩和など，制度の拡充を行うこととされていますが，あくまで収入が基準となるため物価上昇などコストの増加による所得減少への対応が課題となっており，今後は，新たな制度の創設・情報など，国・県の動向について注視してまいります。

3 国・県への要望

要 望

(4) ドローンを始めとする防除用の適用薬剤の拡大等への支援

- ① 中山間地域の基幹作物であるユズ等において、栽培環境不利地での防除について実証実験が始まり、成果も見えてきていることから、適用薬剤の拡大を働きかけるとともに、地域におけるオペレーター育成に向けた取組についても支援を行うこと。
- ② 本市で盛んな施設栽培における薬剤散布の省力化や散布ムラによる防除効果不足の解消と併せ、作業者の暴露回避に効果的な常温煙霧機における適用薬剤の拡大について働きかけること。

(回答)

- ① ドローン等で使用できる薬剤の登録数は増えつつあり、ユズ等の果樹に使用できる薬剤につきましても年々拡大されています。令和4年度には、一部の園地において、民間企業が受託者となって行ったドローン防除では2種類の薬剤が使用されるなど、薬剤メーカーの開発が進んでおり、現在試験中のもので登録がなされる予定もあります。

また、ドローン等の機器の導入やオペレーターの育成に向けた取組については、国や県も導入を積極的に推奨しており、法改正や新たな支援制度の整備等も進められていることから、国や県の動きを注視しながら情報提供を行っていきます。

- ② 常温煙霧機の適用農薬につきましては、トマトやキュウリ、ナス、ピーマンなどの農産物が適用されています。

また、今後は防除作業の省力化や農薬被ばくの軽減が期待できる常温煙霧法による無人防除機の使用拡大が予想されることから、まずは、国・県の動向を注視してまいります。

3 国・県への要望

要 望

(5) 農地の権利取得にかかる下限面積撤廃への対応

本年5月に成立した農地関連法令の一部改正法では、担い手の減少や高齢化に対応するため、中小家族経営や半農半Xを農地の受け手と認め、農地法第3条における農地取得の下限面積要件が撤廃された。取得要件には年間150日以上農業に従事する常時従事要件などは残るものの、下限面積要件の撤廃により、農業委員会として許可・不許可の判断に苦慮する申請の増加が想定されるため、一貫性のある明確な審査を行うための全国的に統一された審査基準、あるいは農業委員会ごとに地域の事情を勘案した審査基準を設けることを是とするガイドラインを示すこと。

(回答)

農地法関連法令の一部改正により、農地法における下限面積要件が撤廃されることとなりました。今回の改正では「農地法第3条第2項第5号」が削除されることになりましたが、その他の要件は残されています。

改正後の農地法第3条では、権利移転の際の要件として、全ての農地を効率的に利用すること、農地の取得者が農作業に常時従事することなど、従前と同様の要件が引き続き残されています。

下限面積につきましては、現行の農地法におきましても、地域の営農規模や実情に応じて市町村の農業委員会ごとに定めることが可能ですが、下限面積要件撤廃後の申請の状況について情報提供をいただきながら、審査に課題等がある場合には、審査基準の設置に関して国・県への要望を検討してまいります。

3 国・県への要望

要 望

(6) 稲作におけるジャンボタニシの広域的な防除対策

近年の暖冬等の影響で、ジャンボタニシの越冬量が増加し、県下で水稻被害の増加や被害範囲の拡大が見られることから、より効果的な防除方法の検討及び周知を行うとともに、被害状況調査の実施や防除研修会の開催など、高知県を中心に市町村及び関係機関が連携し、駆除・防除の指導の徹底を行うこと。

(回答)

ジャンボタニシの水稻食害に対する防除につきましては、国の防除対策マニュアルや農業者向けのリーフレットを活用して、地域ぐるみによる集団防除に取り組んでいただけるよう、県やJAと連携して農業者の皆様に周知を図るとともに、効果的な防除対策の研究等や研修会の実施について、引き続き県に働きかけを行ってまいります。

3 国・県への要望

要 望

(7) 放置竹林による侵食被害防止のための取組

地域の高齢化や担い手不足のため、管理されていない放置竹林は、土砂災害や有害鳥獣による農作物被害を引き起こす原因となり、問題は年々深刻化していることから、他市町村の事例を参考に、放置竹林整備のための補助事業や資源としての活用実現に向けて積極的に取り組むこと。

(回答)

放置竹林の拡大は、森林や田畑への竹林の侵入などによる農林業への影響や里山の環境悪化など、様々な弊害に繋がっており、全国的にも問題となっておりますが、本市におきましても、長年の課題となっております。

放置竹林の対策は、隣接市町村での取組もございますが、森林環境譲与税を活用した事業となっておりますので、森林法ほか法律の範囲においての対策となると、伐採後に広葉樹などを植えることで里山の再生に結びつき、森林の持つ多面的機能が発揮されるような森林整備が求められます。

森林・竹林所有者の皆様のご意見やニーズもお聞きしながら、継続した森林整備に繋がる取組を検討してまいりたいと考えております。

3 国・県への要望

要 望

(8) 春野地域における新川川流域の治水対策

- ① 春野地域の新川川（長浜川）の護岸工事は、豪雨等による農地等への浸水被害を防ぐために必要な事業であることから、早期完成に向けて、管理者である高知県と協議のうえ継続的な予算確保に取り組むこと。
- ② 豪雨時の浸水等により周辺農地に被害が及ぶことがないように、遅能の底井流の改修を早期に着手し、維持管理等に必要な対策を講じること。

(回答)

- ① 春野地域における新川川（長浜川）につきましては、河川管理者である高知県（高知土木事務所）により、国の交付金を活用して事業を実施していただいております。令和5年度は「弘方橋上流300メートル付近で築堤・護岸工事及び、根宜谷橋等の改築に向けた仮橋の設置を予定している。」との回答をいただいております。

早期の事業完成に向けて、今後も引き続き、高知県に継続的な予算確保を要望してまいります。

- ② 遅能の底井流につきましては、河川管理者である高知県から「事業化については、県内で実施している他河川の事業の進捗状況との調整を図りながら検討していく。また、根本的な課題解決には、河川改修に併せて内水対策も必要となる。」との回答をいただいております。本市としましても、早期の事業化について、引き続き、高知県へ要望してまいります。

3 国・県への要望

要 望

(9) 農業振興地域整備計画の変更に係る事務手続きの迅速化

農用地区域内の農用地を同区域から除外するための事務手続きについては、迅速化を継続して要望してきた結果、本年度には県から迅速化に向けた手続きの見直しが示されたところであるが、従前の手続きの中で事務が遅延していた案件もあり、未だ、スケジュールが正常化されたとは言い難い状況にあるため、区域変更申出の締切から遅くとも1年以内には除外手続きが完了となるよう、県が中心となって関係機関に働きかけ、調整を行うよう要望すること。

(回答)

令和4年度から、農業振興地域整備計画の変更に係る事務の見直しが県により行われたことにより、一定の迅速化が図られております。

今後につきましても、県と連携、調整し事務の迅速化に努め、必要に応じて要望も行ってまいります。